

甲州市飲食事業者支援金交付事業実施要綱

令和5年1月31日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上の減少に加え、原油価格や物価高騰による影響を受けている市内の飲食事業者の事業の継続と回復を支援するため、予算の範囲内で、甲州市飲食事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 支援金の交付申請時において、甲州市内で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業許可を受けて、主として飲食業（客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の商品、アルコールを含む飲料をその場所で提供する事業者をいう。）を行い、かつ、引き続き1年以上営業する意思があること。

(2) 支援金の交付申請時において市税を滞納（納税猶予の許可等を受けているものを除く。）していないこと。

(3) 本社又は本店が甲州市内にあること。

2 前項の規定にかかわらず、前条の趣旨を勘案し支援金の交付対象として適当でないと市長が認めるものについては、支援金の交付対象としないことができる。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、一の事業者につき10万円とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）

は、飲食事業者対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 支援金の振込先が確認できる書類

(2) 飲食店営業許可証

(3) その他市長が必要と認める書類

(申請の受付期間)

第5条 前条の規定による申請の受付期間は、令和5年2月1日から令和5年3月15日までの間とする。

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金を申請事業者に交付するものとする。

2 市長は、支援金の交付を行わないことを決定したときは、申請事業者にその旨を通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を取り消し、交付した支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(実地調査)

第8条 市長は、甲州市飲食事業者支援金支給事業に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、支援金の交付の決定を受けた事業者から報告を求め、又は職員による実地調査を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月31日から施行する。